

令和7年10月29日宣告

令和6年（わ）第183号、第189号、令和7年（わ）第2号、第12号、第17号、第23号

被告人兩名に対する住居侵入、強盗致傷、窃盗、強盗、窃盗未遂各被告事件、被告人甲に対する窃盗、加重逃走未遂被告事件、被告人乙に対する窃盗、出入国管理及び難民認定法違反、傷害被告事件

主 文

被告人兩名をそれぞれ懲役13年に処する。

未決勾留日数中、被告人甲に対し270日を、被告人乙に対し290日を、それぞれその刑に算入する。

理 由

（罪となるべき事実）

第1 被告人甲（以下「被告人甲」という。）は、令和6年3月30日午後7時8分頃、福島県会津若松市（住所省略）所在のCD店において、同店店長管理のカミソリ4個等17点（販売価格合計7万3722円）を窃取した。（令和6年12月27日付起訴状記載の公訴事実第1）

第2 被告人甲は、令和6年3月30日午後7時40分頃、福島県喜多方市（住所省略）所在のCE店において、同店店長管理の電動カミソリ1個（販売価格5038円）を窃取した。（令和6年12月27日付起訴状記載の公訴事実第2）

第3 被告人甲は、令和6年3月30日午後8時27分頃、福島県喜多方市（住所省略）所在のCF店において、同店店長管理のサプリメント1個（販売価格8208円）を窃取した。（令和6年12月27日付起訴状記載の公訴事実第3）

第4 被告人甲は、令和6年3月30日午後8時50分頃、福島県喜多方市（住所省略）所在のCG店において、同店店長管理のサプリメント2個（販売価格

合計1万6280円)を窃取した。(令和6年12月27日付起訴状記載の公訴事実第4)

第5 被告人乙(以下「被告人乙」という。)は、令和6年4月5日午後5時44分頃、福島県郡山市(住所省略)CH店において、同店店長管理のサプリメント5箱(販売価格合計1万5901円)を窃取した。(令和7年1月7日付起訴状記載の公訴事実)

第6 被告人甲は、令和6年4月22日午後8時45分頃、福島県田村市(住所省略)所在のCI店において、同店店長管理のサプリメント1個等6点(販売価格合計3万6946円)を窃取した。(令和6年12月27日付起訴状記載の公訴事実第5)

第7 被告人兩名は、共謀の上、正当な理由なく、令和6年4月30日午前0時頃から同日午前1時頃までの間に、栃木県日光市(住所省略)J方に、無施錠の1階6畳和室西側掃き出し窓から侵入し、その頃、同人方2階において、同人(当時75歳)の身体をベッド上に押し付け、その両手首及び両足首をネクタイで縛り、その背部にはさみを突き付け、その頭部を手でたたくなどの暴行を加え、その反抗を抑圧し、同人所有又は管理に係る現金約3万3000円、キャッシュカード1枚等5点を強取した。(令和6年8月6日付追起訴状記載の公訴事実。以下「栃木強盗事件」という。)

第8 被告人兩名は、共謀の上、不正に入手したJ名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、令和6年4月30日午前2時34分頃から同日午前2時35分頃までの間、2回にわたり、群馬県伊勢崎市(住所省略)KL店において、同所に設置された現金自動預払機に前記J名義のキャッシュカード1枚を挿入して同機を作動させ、株式会社M銀行金融犯罪対策部長N管理の現金合計40万円を引き出してこれを窃取した。(令和6年6月25日付起訴状記載の公訴事実。以下「ATM事件1」という。)

第9 被告人兩名は、共謀の上、不正に入手したJ名義のキャッシュカードを使

用して現金を窃取しようと考え、令和6年4月30日午前2時41分頃、群馬県伊勢崎市（住所省略）K〇店において、同所に設置された現金自動預払機に前記J名義のキャッシュカード1枚を挿入して同機を作動させ、株式会社M銀行金融犯罪対策部長N管理の現金を引き出して窃取しようとしたが、1日の支払限度額を超える現金を引き出そうとしたことにより、その目的を遂げなかった。（令和6年7月16日付追起訴状記載の公訴事実。以下「ATM事件2」という。）

第10 被告人兩名は、強盗の目的で、共謀の上、令和6年5月6日午前1時50分頃、長野県松本市（住所省略）所在のP方に、無施錠の台所の窓から侵入し、その頃から同日午前2時35分頃までの間、同人方2階において、同人（当時57歳）に対し、手に持った包丁を示しながら、「分かるな。」などと言って脅迫するとともに、同人の両腕及び両脚をガムテープで緊縛するなどの暴行を加え、その反抗を抑圧して、同人所有の現金約13万8000円を強取し、さらに、前記ガムテープを自ら解いて抵抗した同人を取り押さえて、その両腕及び両脚をガムテープ等で緊縛するなどの暴行を加え、その際、同人に加療約7日間を要する左手挫傷等の傷害を負わせた。（令和6年10月10日付起訴状記載の公訴事実。以下「長野強盗致傷事件」という。）

第11 被告人兩名は、強盗の目的で、共謀の上、令和6年5月8日午前1時14分頃から同日午前2時8分頃までの間に、群馬県安中市（住所省略）Q方に、勝手口の施錠を解いて侵入し、その頃、同人方において、同人（当時70歳）に対し、手に持った包丁を示しながら、「騒ぐな、殺すぞ。」などと言って脅迫するとともに、同人の両腕をガムテープで緊縛するなどの暴行を加え、その反抗を抑圧し、同人所有の現金約8万2000円を強取した。（令和6年11月13日付起訴状記載の公訴事実。以下「群馬強盗事件」という。）

第12 被告人甲は、令和6年5月12日午後7時52分頃、福島県白河市（住所省略）所在のCR店において、同店店長管理のサプリメント1個等19点

(販売価格合計8万2472円)を窃取した。(令和6年12月27日付起訴状記載の公訴事実第6)

第13 被告人兩名は、強盜の目的で、共謀の上、令和6年5月13日午後11時15分頃から同月14日午前0時45分頃までの間に、福島県南会津郡(住所省略)所在のS方に、西側掃き出し窓の施錠を解いて侵入し、その頃、同人方において、同人(当時65歳)に対し、手に持った包丁を示しながら、「黙れ。」などと言って脅迫するとともに、同人の両手首及び両足首をガムテープで緊縛するなどの暴行を加え、その反抗を抑圧して、同人所有又は管理の現金約2万円及びネックレス1個(時価約5000円相当)を強取し、その際、同人に全治約7日間の両手関節皮下出血の傷害を負わせた。(令和6年12月17日付起訴状記載の公訴事実。以下「福島強盜致傷事件」という。)

第14 被告人乙は、ベトナム社会主義共和国の国籍を有する外国人であり、令和4年7月15日、同国政府発行の旅券を所持し、大阪府所在の関西国際空港に上陸して本邦に入った者であるが、在留期間は令和5年7月15日までであったのに、同日までに在留期間の更新又は在留資格の変更の申請を行わず、在留期間の更新又は変更を受けずに本邦から出国せず、令和6年5月14日まで群馬県内などに居住するなどし、もって在留期間を経過して不法に本邦に残留した。(被告人乙に対する令和6年8月23日付追起訴状記載の公訴事実第1)

第15 被告人乙は、令和6年6月11日午後2時46分頃、栃木県日光市(住所省略)T警察署刑事課調室2において、別紙(別紙省略)記載のA(当時52歳)に対し、その頸部を左手で抱え、同人の頸部にボールペンの先端を突き付ける暴行を加え、よって、別紙(別紙省略)記載のAに全治約14日間を要する左頸部挫傷の傷害を負わせた。(被告人乙に対する令和6年8月23日付追起訴状記載の公訴事実第2)。

第16 被告人甲は、令和6年6月25日、窃盗罪によりU裁判所に起訴され、同年7月16日、窃盗未遂罪により同裁判所に追起訴され、さらに、住居侵入罪、強盗罪の被疑者として同月18日付けV裁判所裁判官の発した勾留状により、宇都宮市（住所省略）W警察署留置施設に各勾留されていたものであるが、同年8月3日午後6時30分頃から同日午後7時24分頃までの間に、同留置施設居室17室において、同室の天井ボードを手で押し破って天井裏に入るなどし、もって拘禁場を損壊して逃走しようとしたが、天井裏からの逃走経路を発見できなかったことから断念し、逃走の目的を遂げなかった。（被告人甲に対する令和6年8月23日付追起訴状記載の公訴事実）

（判示第7〔栃木強盗事件〕及び判示第13〔福島強盗致傷事件〕の事実認定の補足説明）

- 1 被告人甲の弁護人は、判示第7の栃木強盗事件につき強盗罪が、判示第13の福島強盗致傷事件につき強盗致傷罪がそれぞれ成立することは争わないものの、栃木強盗事件において、被害者の背部にはさみを突き付け、その頭部をたたいたことはない、また、福島強盗致傷事件の被害現金額は約2万円ではなく、1万8000円であった旨主張するので、以下補足して説明する。
- 2 栃木強盗事件の犯行態様について

被害者であるJは、犯人の男2人から、自室のベッド上で腹ばいの状態で両手両足をネクタイで縛られた後、背部にはさみを突き付けられ、頭部をたたかれた旨証言する。Jは、犯人の1人がはさみを持っているのを見て直後に自分の背中にはさみの先端の感触を感じたことに加え、犯人それぞれの言動や服装についても具体的に詳しく証言している上、その証言はベッド近くのテーブル上にはさみの刃が開いた状態で置かれた状況や、栃木強盗事件直後に敢行されたATM事件1・2（判示第8及び第9）の際に防犯カメラに記録された被告人らの服装ともよく整合し、これらによって裏付けられている。また、被害直後に110番通報を受けた警察官が、Jから、犯人に頭を殴られるとか叩かれるなどした旨の通報

を受け、「頭をなぐる」と電子メモに残したことによっても部分的に裏付けられている。

なお、Jが110番通報時に犯人らから背部にはさみを突き付けられた旨申告したことは認められないものの、通報を受けた警察官は、事件の概要の把握と犯人の検索に必要な事項を優先的に聴取するのであるから、Jからはさみを突き付けられた点を含めた被害の全てを詳しく聴取していなかったことは普通にあり得ることであって、上記の点がJの証言の信用性を失わせることにはならない。また、被害届には、Jが、頭を殴られたり、部屋にあったはさみで脅されたりした後、ネクタイで縛られたという記載があることが窺われるが、Jは、ネクタイで手足を縛られた後にはさみを背部に突き付けられ、頭をたたかれたことは当初から述べていた旨証言し、捜査段階でそのとおり被害再現もしていることなどからすると、被害届の記載が誤っていたと考えられるから、被告人甲の弁護人が主張するような不合理な変遷があったとはいえない。

Jの証言は十分に信用できる。

これに対し、被告人甲は、栃木強盗事件の際には包丁を手を持って侵入したが、Jには示していないなどと供述するが、Jの証言と食い違うだけでなく、客観的な状況とも全く整合しない、不自然不合理な内容であり、信用できない。

以上によれば、判示第7のとおり、被告人兩名において、Jの背部にはさみを突き付け、その頭部をたたいた事実が優に認められる。

3 福島強盗致傷事件の被害現金額について

被害者Sは、被害現金額が約2万円である根拠について、被害当日に職場から帰宅する際の所持金額、途中の買い物で費消した金額や現金の保管状況、紙幣の内訳をも含め、具体的に詳しく供述しているから、Sの供述は十分信用できる。

これに対し、被告人甲は、被告人乙から1万8000円と言われて現金を渡された、犯行後ホテルで1万8000円であることを確認したと供述するが、被告人甲が現金を受け取ったことやその後数えたという状況のいずれもが曖昧である

上、そもそも紙幣の種類すら十分に認識していなかったことからすると、被告人甲の供述は信用できない。

以上によれば、福島強盗致傷事件の被害現金額が約2万円であることは優に認められる。

(量刑の理由)

- 1 被告人兩名に対する量刑判断の中心となるのは、被告人兩名による栃木強盗事件、長野強盗致傷事件、群馬強盗事件、福島強盗致傷事件の一連の強盗致傷・強盗事件であるところ、いずれの犯行も、山間部の人気のない高齢一人暮らしの民家を狙い、夜間被害者らの自宅に侵入し、就寝中または就寝間際の被害者らの手足を縛り、刃物で脅すなどして強盗に及んだという極めて危険な態様である上、約2週間のうちに連続して敢行された常習的な犯行である。なお、本件は、4県をまたぐ広域内で短期間に連続して敢行されており、被害者やその地域に大きな不安を与える悪質な犯行でもある。

上記4件のうち栃木強盗事件については、凶器及び緊縛のための道具までは事前に準備していなかったものの、被害者方を下見し、軍手等を購入するなど一定の計画性は認められる上、残り3件の強盗致傷・強盗事件ではいずれも、事前に包丁、ガムテープ、軍手等を準備して犯行に及んだ計画性の高い犯行である上、一部の事件では、犯行直後に被害者の携帯電話を隠したり、使用車両のナンバープレートを交換したりするなどして追跡を免れるための工夫もしている。

いずれの被害者も、就寝中または就寝間際に、突然、被告人らから自室に侵入されて両手足を緊縛された上、長野強盗致傷、群馬強盗、福島強盗致傷の各被害者については、突如包丁を突き付けられ、両目や口にガムテープを貼られるなどし、具体的な命の危険を感じたというのであり、被害者らが感じた不安や恐怖は相当に大きかったといえる。上記強盗致傷・強盗事件4件の被害現金額は合計約27万円であり、被害者2名の負傷は全治又は加療約7日間の怪我ではあったが、被害者らが受けた精神的苦痛の多大さやその後の生活への支障などを考えると、

被害結果はいずれも重く、被害金額や怪我の程度のみを捉えて軽いとは評価できない。被告人らによる被害弁償は一切なされておらず、その目途も立っていない。

犯行動機についてみても、被告人兩名は、技能実習先を抜け出した後、金欲しさに、ドラッグストアでの万引き（判示第1ないし第6）を繰り返し、より発覚しにくいなどの理由から本件一連の強盗致傷・強盗事件に及んでおり、自らの利益や欲求を優先し、他人を害することを顧みない身勝手に短絡的な犯行といえる。技能実習先で暴行を受けて逃げ出したとか、両親の借金を早く返済するためにより多くの金を得たいなどという動機や経緯が、本件のような強盗致傷・強盗に及ぶことを正当化する理由にならないことは明らかであり、被告人兩名に対する責任非難を軽くする事情とはいえない。加えて、被告人らは、栃木強盗事件の直後にはATM事件1・2を連続して敢行し、現金40万円も得ている。なお、本件一連の強盗致傷・強盗事件においては、被告人兩名がいずれも実行行為の一部を分担し、得た利益を折半しているから、これら犯行に関する被告人兩名の責任の程度は同等と評価することができる。

以上の犯情に照らし、本件一連の強盗致傷・強盗事件と同種の事案（処断罪が強盗致傷、強盗の点は既遂、共犯、侵入強盗類型、凶器等あり（刃物類）、処断罪と同一又は同種の罪の件数2～4件）の量刑傾向を参考にした上で、被告人がそれぞれ単独で行った犯行に関する事情や個別の事情も考慮した上で、各被告人の量刑を決めることになる。

- 2 被告人甲は、技能実習先を飛び出し、オンライン賭博などに費やす金欲しさに、予めベトナム人の知人に指定された高額商品を万引きして指定先に送付して報酬を得る目的で、ドラッグストア6店舗で合計約22万円相当の商品を繰り返し盗んだもので（判示第1ないし第4、第6、第12）、常習的で悪質な犯行であり、被害も多額であるところ、弁償はされていない。その上、逮捕後も勾留中の留置施設内で、ストレス解消の手段がなかったなどとして天井ボード等を壊して天井裏に入って逃走を図っている。被告人甲は、公判廷において被害者らへの謝罪

や被害弁償の意思を示してはいるものの、その一連の供述や態度からは、自らが犯した罪に対する真摯な反省は見取れない。

- 3 被告人乙は、技能実習先から逃げ出して不法残留となった約10か月の間に、ベトナム人の知人の誘いに乗り、報酬欲しさに万引きを繰り返す中で判示第5の窃盗に及んだ。犯行後店長に呼び止められて被害品は返還されているが、高額商品を狙った常習的犯行であり、万引き事案の中では悪質である。加えて、被告人乙は、勾留中の取調べの際、雑談中の隙を狙い、通訳人を脅して携帯電話機を使用したいなどというおよそ現実的でない身勝手に短絡的な考えから、突然、無防備な通訳人の首にボールペンの先端を突き付けるという非常に危険な行為に及んでもいる。怪我は全治約14日間の頸部挫傷にとどまったものの、被害を受けた通訳人の精神的苦痛は大きく、その後の通訳業務にも支障をきたしており、生じた結果は軽くない。被告人乙についても、公判廷において、謝罪や反省の言葉を一応述べてはいるものの、その供述内容に照らせば、自らが犯した罪の重大性や被害者らに与えた損害の大きさを十分に認識し、反省を深めているとはいえない。
- 4 以上のとおり、被告人兩名に共通する事情に加え、本件強盗致傷・強盗事件の同種事案の量刑傾向をも参考にした上、それぞれ単独で行った犯行に関する事情や個別の事情を踏まえて検討すると、被告人兩名に対しては、それぞれ主文の刑が相当であると判断した。

(求刑：被告人兩名につき懲役14年、被告人甲の弁護人の科刑意見：懲役7年以下)

令和7年11月12日

福島地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 島田 環

裁判官 彦 田 まり恵

裁判官 小 沼 友 美